## 障害福祉サービス等処遇改善加算の区分と算定要件

福祉・介護職員処遇改善加算の区分と算定要件

処遇改善加算は加算率の異なる加算 I からⅢの5種類があります。

それぞれの算定要件は下表のとおりです。

#### 処遇改善加算の算定要件

要件区分	加算 I	加算Ⅱ	加算Ⅲ
職場環境等	全てを 満たす	全てを 満たす	満たす
キャリアパス要件 I			いずれかを満たす
キャリアパス要件Ⅱ			
キャリアパス要件Ⅲ		満たさなくても よい	満たさなくても よい

<sup>※</sup>各要件の詳細については、厚生労働省の通知等をご覧ください。

### 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(令和4年10月から)

令和4年2月から9月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定加算に加え、ベースアップ等加算が創設されました。

なお、ベースアップ等加算については、施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能ですが、その際、ベースアップ等加算は、福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施してください。

#### ベースアップ等加算の算定要件

ベースアップ等要件	賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月		
	支払われる手当の引上げに充てること		
処遇改善加算要件	処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを算定している		
	こと		

※各要件の詳細については、厚生労働省の通知等をご覧ください。

<sup>※</sup>処遇改善特別加算、加算IV及び加算Vは令和4年3月31日をもって廃止されたので、ご注意ください。

### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分と算定要件

特定加算は加算率の異なる特定加算 I と II の 2 種類があります。

なお、重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問 支援については、配置等要件がないため、特定加算の区分は1つ(区分なし)となりま す。それぞれの算定要件は下表のとおりです。

# 特定加算の算定要件

要件区分	特定加算 I	特定加算Ⅱ	
配置等要件		満たさなくてもよい	
処遇改善加算要件	全てを満たす	全てを満たす	
職場環境等要件	生くを個だり		
見える化要件			

<sup>※</sup>各要件の詳細については、厚生労働省の通知等をご覧ください。